

## 広島県告示第九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年一月九日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

#### 1 御幸瀬戸向島地区（その一・その二）

##### （一）区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### （二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「牛ケロ」（北緯三四度二二分二九秒三一四二、東経一三三度一〇分一六秒八八〇五、標高三八・〇四メートル）

基点一 基準点から一〇度〇五分五七秒の方向八二七・五七メートルの点

基点二 基点一から二四一度四九分一二秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から三三二度四分〇六秒の方向七三四・九二メートルの点

基点四 基点三から四一度二五分〇七秒の方向二四九・四四メートルの点

### 2 有道地区

##### （一）区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### （二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「長者平」（北緯三四度二三分二九秒五七〇〇、東経一三三度一〇分三八秒四九九九、標高六八・八七メートル）

基点一 基準点から二八五度〇〇分一六秒の方向四八九・八九メートルの点

基点二 基点一から五七度五五分一九秒の方向五一・一九メートルの点

### 3 道越地区

##### （一）区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### （二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「長者平」（北緯三四度二三分二九

秒五七〇〇、東経一三三度一〇分三八秒四九九、標高六八・八七メートル)

基点一 基準点から三〇五度五八分四九秒の方向三六〇・二七メートルの点

基点二 基点一から三九度四八分三四秒の方向三三六・八八メートルの点

基点三 基点二から九〇度〇〇分〇〇秒の方向一〇〇・〇〇メートルの点

#### 4 有井地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市新浜の国土地理院四等三角点「新浜」(北緯三四度二三分五七秒五

六〇七、東経一三三度一〇分三七秒八二三、標高三・一一メートル)

基点一 基準点から一三二度五〇分二六秒の方向五六五・五五メートルの点

基点二 基点一から九五度二七分五八秒の方向二〇・〇〇メートルの点

#### 5 西富浜地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市西御所町の国土地理院四等三角点「西御所」(北緯三四度二四分〇

五秒九七九八、東経一三三度一分一六秒一八四九、標高三・〇四メートル)

基点一 基準点から二〇七度二一分四五秒の方向七三六・一三メートルの点

基点二 基点一から〇度〇〇分〇〇秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から八九度〇二分二七秒の方向二九八・六六メートルの点

#### 6 西富浜東地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「富浜」(北緯三四度二三分三九秒

三八五九、東経一三三度一分四一秒八四五七、標高二・六三メートル)

基点一 基準点から二九九度三〇分一三秒の方向五四一・六二メートルの点

基点二 基点一から三一七度一分四九秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から四七度二四分三五秒の方向二〇四・六四メートルの点

基点四 基点三から一三七度二四分三五秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点五 基準点から二九二度〇四分三六秒の方向四四四・三五メートルの点

基点六 基点五から二六五度一七分二三秒の方向一七・一六メートルの点  
二 重要港湾尾道系崎港放置等禁止物件

1 有井地区及び西富浜東地区

全ての船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物

2 1以外の地区

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物